

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA市所在のB会社C営業部に雇用され、事務職として勤務していたが、平成〇年〇月〇日、通勤経路を歩行中、前方から急接近してきた自転車を避けきれず転倒し、受傷した（以下「本件通勤災害」という。）。請求人は、受傷当日、D病院に受診し、「臀部打撲傷等」と診断され、複数の医療機関で治療を受けた結果、平成〇年〇月〇日をもって、治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当すると認めたが、請求人には同一系列に既存の障害等級第14級の障害が存していたことから、加重には該当しないと判断し、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人に残存する障害が、障害等級第12級に該当し、それが認められなくとも、少なくとも障害等級第14級には該当するものであると主張する。

(2) 請求人の上記主張を踏まえ、本件の一件資料改めて精査したが、神経系統の障害について、障害等級第12級に該当するとの請求人の主張を裏付ける医証は存在しないことから、決定書第2の2(2)に説示のとおり、当審査会としても、請求人に残存する障害は「局部に神経症状を残すもの(障害等級第14級の9)」であると判断する。

なお、決定書に説示のとおり、請求人の股関節には障害等級に該当する可動域制限が認められないことは、測定結果から明らかである。

(3) 請求人は平成〇年〇月〇日の通勤災害及び平成〇年〇月〇日の通勤災害での受傷により残存した障害について、いずれも障害等級第14級の9の認定を受けている。

(4) したがって、本件通勤災害により請求人に残存する障害の程度は、上記のとおり障害等級第14級の9であると認められるが、同一系列に障害等級第14級に該当する既存障害があり、当該既存障害を含めた請求人に残存する障害は、障害等級第14級であることから、労働者災害補償保険法施行規則第14条第5項所定の加重に該当しないとした監督署長の判断についても妥当であると判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第14級を超えるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした障害給付を支給し

ない旨の処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。